



液化石油ガス法の基準・認証制度等の整理により
液化石油ガス器具等の取扱いはどのように変わる
か



液化石油ガス法の改正の概要

平成11年法律第121号で液化石油ガス法が改正になり、平成12年10月1日から施行されました。この改正により、基準・認証制度等の整理・合理化が進められることになりました。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 第一種液化石油ガス器具等及び第二種液化石油ガス器具等が廃止され、新たに特定液化石油ガス器具等が定義されました。

液化石油ガス器具等及び特定液化石油ガス器具等の具体的品目は、以下のとおりです。

① 液化石油ガス器具等

ア 調整器（1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30キログラム以下のものに限り。）

イ 液化石油ガスこんろであって、次に掲げるもの

(ウ) 液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの

(エ) 液化石油ガスの消費量の総和が14キロワット（ガスオープンを有するものにあつては、21キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー1個当たりの液化石油ガスの消費量が5.8キロワット以下のもの（ウに掲げるものを除きます。）



液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う
場合、事業の届出はどのように行うか



1 事業の届出

液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、次表の区分に従い、①～③に掲げる事項を記載した液化石油ガス器具等製造（輸入）事業届出書（後掲様式第3）を経済産業大臣に届け出ることができず（法41条、器具省令3条・4条・別表1）。

当該届出は、液化石油ガス器具等の製造工場が、一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局長に対して行います（令14条7項8号）。

液化石油ガス器具等の区分

液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ

本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。



液化石油ガス販売事業者が認定を受けることのできる保安確保機器の種類にはどのようなものがあるか。また、その設置及び管理の方法は



1 保安確保機器の種類

保安確保機器の種類は次のように定められています（則45条）。

(1) 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止し、遮断弁を有するガスメーターであつて次の基準に適合するもの（平9通告121号1条）。

① 次の表の左欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの。

| ガスメーターの使用最大流量 | 合計流量遮断ガス流量 | 増加流量遮断ガス流量 |
|---|--|--------------------------------|
| 4 m ³ /h以下 | 0.9m ³ /h以上 5.0m ³ /h以下 | 0.9m ³ /h以上使用最大流量以下 |
| 4 m ³ /hを超え 40m ³ /h以下 | 使用最大流量の1.25倍 | 2.0m ³ /h以上使用最大流量以下 |

② 継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が3 m³/h未満のものに限る。）。



液化石油ガス関係事故措置マニュアルというものがあるが、これはどのようなものか



1 目的

液化石油ガス関係事故措置マニュアルは、液化石油ガス法に係る事故が発生した場合の、経済産業省本省（以下「本省」といいます。）、経済産業局（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局。）及び災害発生所在地を管轄する都道府県（以下「事故発生県」といいます。）における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法等の事故後の措置の実施の細目を定めることにより、事故に伴う業務の迅速、かつ、適確な処理を図ることを目的としたものです。

2 趣旨

液化石油ガス法が適用となる事故が発生した場合、

液化石油ガス関係者に、わかりやすい最適な実務書！！

問答式

LPガス取扱の実務

編集 液化石油ガス実務研究会

● 複雑で難解といわれているLPガス関連法規をQ&A方式でわかりやすく解説した本格的な実務解説書です。

● 販売・貯蔵など、LPガスを取り扱う施設や取扱方法などについて、規制・指導のすべてが解説されていますので、いかなる局面にも的確に対処できます。

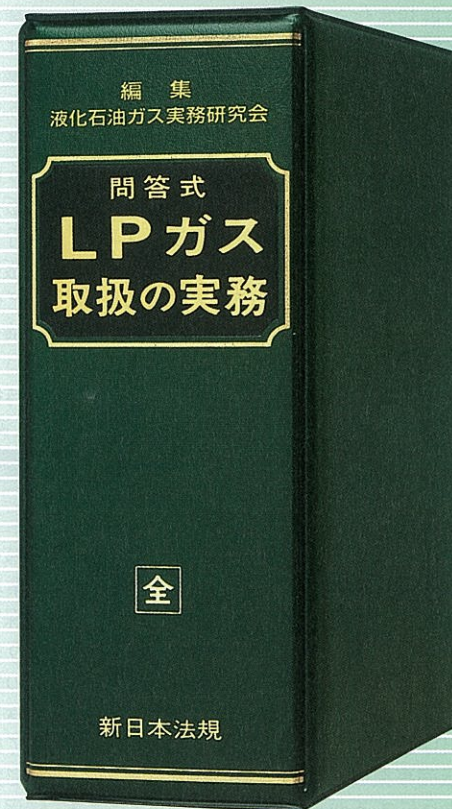
加除式・A5判・全1巻・ケース付・総頁1,348頁
定価11,748円(本体10,680円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5)262-1 ㊸

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第 1 章 総 則

- 液化石油ガス法が制定された目的は何か
- 液化石油ガスとはどのようなものか
- 一般消費者等とはどのようなものか
- 液化石油ガス販売事業とはどのような事業形態をいうのか
- 貯槽、バルク貯槽、容器、バルク容器、貯蔵能力とはどのようなものか
- 保安物件とはどのようなものか
- 供給設備・特定供給設備及び消費設備はどのように区分されるか
- 電子申請による手続はどのように行うか
- 液化石油ガス法の基準・認証制度等の整理により液化石油ガス器具等の取扱いとはどのように変わるか
- 液化石油ガス法における技術基準の性能規定化とはどのようなものか

第 2 章 販売事業

- 販売事業の登録はどのようにして行うか。また、どのような場合登録を拒否されるか
- 液化石油ガス販売事業と簡易ガス事業はどのようななかかわりがあるのか
- 販売事業の登録行政庁はどのように区分されているか
- 販売事業者の登録はどのように実施されるか
- バルブ、集合装置及び供給管はどのような基準によるか
- 液化石油ガスの販売方法はどのような基準に適合しなければならないか
- 液化石油ガス販売事業の登録要件とされる「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」とはどのようなことか
- 登録行政庁の変更の届出を要するのはどのような場合か。また、その届出はどのように行うか
- 販売事業の登録の標識の掲示はどのようにするか
- 販売所等の変更の届出は、どのような時にどのように行うのか
- 相続又は合併による販売事業者の地位の承継の届出はどのように行うか
- 液化石油ガスの貯蔵施設はどのよう

- なものではないか
- 規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等とはどういうことか
- 一般消費者に書面の交付を要するのはどのような場合か
- 液化石油ガス販売事業者は供給設備（バルク供給に係るものを除く。）をどのような基準に適合させなければならないか
- 埋設管の維持管理はどのように行うのか
- 気化装置はどのような基準によるか
- 調整器の規格はどのようなものか
- 容器を屋外に置くことが著しく困難な場合はどのような場合か
- 地下街における液化石油ガスの管理はどのように行うのか
- 販売事業者への勧告とはどういうことか
- 液化石油ガス販売事業者が行うべき保安教育とはどのようなものか
- 山小屋等に対する液化石油ガスの販売はどのようなものか
- 業務主任者の選任はどのように行うか
- 業務主任者に受けさせるべき講習とはどのようなものか
- 業務主任者はどのような職務を行うか
- 業務主任者の代理者の選任はどのように行うか
- 販売事業の廃止の届出はどのように行うか
- 販売事業の登録が取り消されるのはどのような場合か
- 液化石油ガス販売事業者の所有している土地に対して、地価税の課税の特例はあるのか
- (資料)高圧ガス設備等耐震設計基準

第 3 章 保安業務

- 液化石油ガス販売事業者が行う保安業務の義務とは
- 保安業務を行おうとする者はどのようにして認定を受けるか。また、その認定の基準等は
- 保安業務規程の認可はどのようにして受けるのか。また、保安業務規程で定めるべき事項はなにか
- 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目について
- 保安業務の委託とはどういうことか
- 保安機関の認定の更新はどのようにするか
- 一般消費者等の数が増加した場合の

- 認可等は
- 保安機関はどのような基準に従って、保安業務を行わなければならないか
- 保安機関がその認定を取り消されるのは、どのような場合か
- 認定行政庁の変更の届出を要するのはどのような場合か。また、その届出はどのように行うか
- 保安機関の地位の承継の届出はどのように行うか
- 保安機関の地位の承継の届出に必要な書面は何か
- 保安機関の廃止の届出はどのように行うか
- 消費設備の技術上の基準はどうなっているか
- 末端ガス栓に用いられる硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等の規格はどのようなものか
- 末端ガス栓と燃焼器との接続はどのように行うか。また、燃焼器と接続されないで設置される末端ガス栓の設置はどうするか
- 液化石油ガス用ガス漏れ警報器を設置しなくてもよい燃焼器とはどのようなものか。また、地下室等への燃焼器の設置はどうするか

第 4 章

液化石油ガス販売事業者の認定

- 液化石油ガス販売事業者は、どのようにして都道府県知事の認定を受けるか。また、この認定を受けた場合どのような特例があるか
- 液化石油ガス販売事業者が認定を受けることのできる保安確保機器の種類にはどのようなものがあるか。また、その設置及び管理の方法は
- 認定液化石油ガス販売事業者は、どのような場合にその認定を取り消されるか

第 5 章

貯蔵施設等及び充てんのための設備

- 貯蔵施設、特定供給設備の設置の許可はどのようにして受けるか
- 貯蔵施設、特定供給設備の設置許可後の変更許可はどのようにして受けるか
- 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）における貯蔵設備の技術上の基準とはどのようなものか
- 特定供給設備における貯槽の技術上の基準とはどのようなものか
- 貯蔵施設、特定供給設備の完成検査

- はどのようにして行われるか
- 充てん設備の許可はどのようにして受けるか。また、その変更の許可はどのようなものか
- 充てん設備の完成検査はどのようにして行われるか
- 液化石油ガスの充てん作業はどのようにして行うか
- 充てん設備の保安検査はどのようにして行われるか
- 貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消し又は使用の停止が命じられるのはどのような場合か

第 6 章 設備工事

- 液化石油ガス設備工事はどのような基準に適合しなければならないか
- 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに液化石油ガス設備士を置くことになっているがどのような内容か
- 液化石油ガス設備工事の届出はどのように行うか
- 液化石油ガス設備士免状とはどのようなものか
- 液化石油ガス設備士養成施設の指定はどのようにしたら受けられるか
- 液化石油ガス設備士の養成施設はどれだけあるか
- 液化石油ガス設備士講習規程とはどのようなものか
- 液化石油ガス設備士免状の交付及び再交付を受けるにはどうすればよいか。また、免状の書換え手続はどのように行うか
- 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託はどのようになされるか
- 液化石油ガス設備士試験制度とはどのようなものか
- 液化石油ガス設備士でなければ従事できない液化石油ガス設備工事とはどのようなものか
- 液化石油ガス設備士が受講すべき講習とはどのようなものか
- 特定液化石油ガス設備工事業業の届出はどのように行うか
- 特定液化石油ガス設備工事業業の施工後にはどのような事項を表示すべきか
- 特定液化石油ガス設備工事業業者はどのような事項を記録・保存すべきか。また、事業所に備えるべき器具はどのようなものか

第 7 章 器具等

- 液化石油ガス器具等とはどのような

- ものか
- 特定液化石油ガス器具等とはどのようなものか
- 液化石油ガス器具等の販売にはどのような制限があるか
- 液化石油ガス器具等への表示はどのように行うか
- 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う場合、事業の届出はどのように行うか
- 相続又は合併等による届出事業者の地位の承継の届出はどのように行うか
- 届出事業者の届出事項に変更が生じたときはどうするか
- 届出事業者が事業を廃止したときはどうするか
- 届出事業者の基準適合義務とは何か
- 特定液化石油ガス器具等の適合性検査はどのように行うか
- 特定液化石油ガス器具等の適合性検査の結果に不服がある場合はどうするか
- 国内登録検査機関とは何か
- 外国登録検査機関とは何か
- 災害防止命令とはどのような場合に出されるのか
- (資料)液化石油ガス器具等の型式の区分（器具省令別表2）
- (資料)液化石油ガス器具等の技術上の基準（器具省令別表3）
- (資料)特定液化石油ガス器具等の検査設備の基準（器具省令別表4）
- (資料)品質管理に関する基準（器具省令別表5）

第 8 章 その他

- 液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は何か
- 保安機関及び充てん事業者が帳簿に記載すべき事項は何か
- 指定試験機関が帳簿に記載すべき事項は何か
- 液化石油ガス販売事業者、充てん事業者等とはどのような報告をするのか
- 液化石油ガス販売事業者、保安機関等への立入検査はどのように行われるか
- 手数料を納付しなければならないのはどのような者か。また、その額はいくらか
- 液化石油ガス法ではどのような罰則規定を設けているか
- 液化石油ガス法の適用が除外される液化石油ガスとはどのようなものか

- 液化石油ガスを車両等により移動する場合の積載方法や移動方法はどのようなになっているのか
- 液化石油ガスを導管により輸送する場合の基準はどのようなになっているのか
- 液化石油ガスの製造施設、貯蔵所等が危険な状態となったときはどのような措置を講ずべきか
- 液化石油ガスの事故の届出はどのように行うか
- 液化石油ガス関係事故措置マニュアルというものがあるが、これはどのようなものか
- 製造物責任法とは何か。また、この施行による液化石油ガス取扱い関係者の留意点は何か
- 賠償責任保険等事務処理要領とはどのようなものか
- (資料)賠償責任保険等事務処理要領の制定について

- 参考資料
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
- 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令
- ガス消費機器設置工事監督者資格講習規程
- ガス消費機器設置工事監督者認定規程

附 録

- 都道府県 L P ガス協会一覧表
- 都道府県 L P ガス担当課一覧表

索 引

- 事項索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。